

令和6年3月26日
統合幕僚学校
国際平和協力センター

国際平和協力センター研究瓦版（JPC5-3）

国際刑事裁判所検察局『ジェンダー犯罪に関する方針』

1 趣旨

本瓦版は、2023年12月に国際刑事裁判所（International Criminal Court: ICC）検察局が公表した改訂版の『ジェンダー犯罪に関する方針』（*Policy on Gender-Based Crimes*）¹について、概要を紹介した後、今般の改訂の要である「ジェンダー犯罪」（Gender-Based Crime）の定義上の論点、改訂プロセスにおいて重要な役割を果たした国連と「市民社会組織」（Civil Society Organizations）²及び今後の展望についてコメントするものである。

2 概要

（1）方針の位置付け

ICC 検察局は、2023年12月、ジェンダー犯罪の効果的な捜査及び訴追の確保を目的として³、『ジェンダー犯罪に関する方針』を公表した。これは、2014年6月に出された『性犯罪及びジェンダー犯罪に関する政策文書』（*Policy Paper on Sexual and Gender-Based Crimes*）⁴を改訂したものである。この方針に法的拘束力

¹ The Office of the Prosecutor of the International Criminal Court, *Policy on Gender-Based Crimes: Crimes Involving Sexual, Reproductive and Other Gender-Based Violence*, December 2023 [hereinafter *Policy 2023*], <https://www.icc-cpi.int/sites/default/files/2023-12/2023-policy-gender-en-web.pdf>.

² 国際社会では、公益を目的に活動する民間非営利組織に対して市民社会組織の名称を使用することが頻繁に見られる。“The UN and Civil Society,” United Nations, <https://www.un.org/en/get-involved/un-and-civil-society>; 海外では、社会と政府を繋ぐ第3の立場としてコミュニティに存在する組織（主に、NPO・NGO、シンクタンク、民間財団等）を指して市民社会組織と呼ぶことが多い。社会課題解決のために政府に強く働きかけることや市民の意識変革を醸成することが重要な役割の1つと捉えられている。堀野亘求「CSO」『非営利用語辞典』2022年5月16日、https://www.koueki.jp/dic/hieiri_362/。なお、NGOについて国際的に統一された定義はないが、一般的には、政府や政府間協定によって設置されたのではない団体のことを言い、具体的には、明確な使命遂行の意思を持ち、共通の関心を持つ人々に支えられた非営利の市民団体で、2国以上にまたがる国際団体や1国内で全国的あるいは地方的な国内団体を指す。その規模は様々であるが、政府に対し一般的な政策を提言したり、政府の政策実施を監視したりする団体のほか、人権、環境、保健等、特定の分野に関心を持ち、これら特定の分野でのみ活動する団体もある。芹田健太郎「Chapter 11 国際的な NGO 活動を見る」芹田健太郎＝薬師寺公夫＝坂元茂樹『ブリッジブック国際人権法』信山社、2008年、190頁。

³ *Policy 2023*, p. 7, para. 5.

⁴ The Office of the Prosecutor of the International Criminal Court, *Policy Paper on Sexual and Gender Crimes*, June 2014, [hereinafter *Policy Paper 2014*], <https://www.icc-cpi.int/sites/default/files/iccdocs/opt/OPT-Policy-on-Sexual-and-Gender-Based-Crimes--June-2014.pdf>. 2014年の政策文書における「性犯罪及びジェンダー犯罪」という用語は、判例や専門家の助言を踏まえて、暴力の形を吟味し、その関係性を整理することにより、今

はないものの、国連女性機関、国連人権理事会の設置したシリアに関する独立国際調査委員会、ミャンマーに関する国連事実調査団、市民社会組織、各国の専門家等と大々的な協議を経て作成し、ジェンダー犯罪のパラダイムシフトとなるような内容を含んでいることから、ICC という枠を超えてジェンダー犯罪に関する有益な知的資産となることが期待されている⁵。

(2) 方針の構成

本方針は、ジェンダー犯罪の定義を始めとした重要な概念及び法的枠組みを明確化し、検察局の業務の基礎にあるべき基本原則を明示し、捜査、訴追及び公判手続等の各段階における基本原則の適用についてまとめている⁶。

なお、この方針は、あらゆる性的指向、性表現及び性自認の個人を対象としている⁷。

(3) ICC 検察局による「ジェンダー犯罪」の定義

ア 2014 年の政策文書におけるジェンダー犯罪

「性別や社会的に構築された性役割 (gender role) を理由に、男性か女性かを問わず、個人に対して実行される犯罪である。ジェンダー犯罪は常に性犯罪の形をとるわけではない。ジェンダー犯罪は、ジェンダーを理由とする限り、女性と少女又は男性と少年に対する性暴力ではない攻撃を含み得る」⁸。

イ 2023 年の方針におけるジェンダー犯罪

「性的暴力⁹、生殖に関わる暴力¹⁰及び (又は) その他の形態のジェンダーに

般、「性的暴力、生殖に関わる暴力及びその他のジェンダー暴力を含むジェンダー犯罪」(ジェンダー犯罪)に置き換えられた。この整理に付随して文書のタイトルも「ジェンダー犯罪に関する方針」となった。*Policy 2023*, p. 2. 国連女性機関によれば、2014 年の ICC 検察局の政策文書も、ジェンダー犯罪と性犯罪を区別して定義していたが、当該文書全体の用語法として、常に「性犯罪及びジェンダー犯罪」(sexual and gender-based crime) という慣例的に性犯罪を強調する表現を採用していたことにより、性的性質を伴わないジェンダー犯罪が見落とされる懸念があった。UN Women, “Comments on the Development of a Revised Policy on Sexual and Gender-Based Crimes: Submission from UN WOMEN to the Office of the Prosecutor at the International Criminal Court,” June 2023, p. 2, <https://www.unwomen.org/sites/default/files/2023-08/comments-on-the-development-of-a-revised-policy-on-sexual-and-gender-based-crimes-en.pdf>.

⁵ *Ibid.*, p. 8, para. 8; “Office of the Prosecutor of the International Criminal Court Publishes New Policy on Gender-based Crimes: Statement by ICC Prosecutor Karim A.A. Khan KC,” *International Criminal Court*, 5 December 2023 [hereinafter ICC News (5 December 2023)], <https://www.icc-cpi.int/news/office-prosecutor-international-criminal-court-publishes-new-policy-gender-based-crimes>.

⁶ *Policy 2023.*, p. 7, para. 5.

⁷ *Ibid.*, p. 10, note 14.

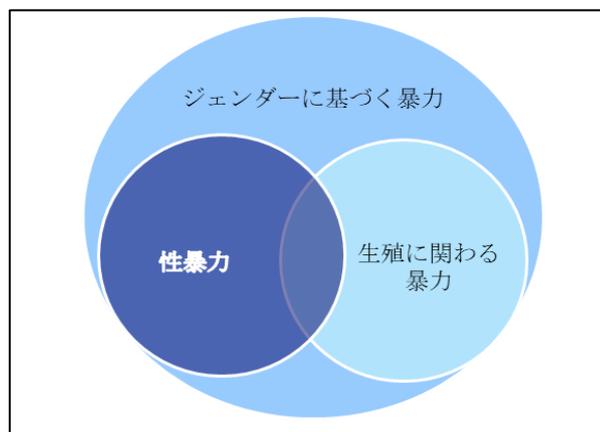
⁸ *Policy Paper 2014*, p. 3.

⁹ 性的暴力は、ジェンダーに基づく暴力行為であり、性的行為の実行又は実行の試みを伴うもの。強姦や性器切断の脅しによる心理的暴力のような、物理的接触を伴わない行為も性的行為となり得る。また、性的満足が意図や結果に含まれるか否かに関わらず、行為は性的なものとなり得る。性的暴力は、生物学的性別やジェンダーに関わらず、あらゆる人が加害者にも被害者にもなり得る。*Policy 2023.*, p. 13, paras. 31-32.

¹⁰ 生殖に関わる暴力 (Reproductive Violence) とは、生殖の自己決定権 (autonomy) を侵害する暴力であり (又は)、実際の若しくは潜在的な生殖能力又は生殖能力に関する認識を理由として人々に向けられる暴力である。生殖の自己決定権に対する攻撃は、生殖に関する個人の意思決定権又は生殖を行うか否か、いつ誰と行うかを決定する個人の権利への侵害である。*Ibid.*, p. 14, paras. 35-36. 国際刑事司法の分野の伝統的なアプローチにおいては、生殖に関わる暴力は性的暴力のカテゴリーに含まれ、別の暴力と観念されてこなかったが、少数の学者からは異論もあった。しかしオングウェン事件第 1 審裁判部 (2021 年 2 月 4 日) では、強いられた妊娠状態の継続を、性的な自己決定権とは異なる生殖に関する自己決定権

基づく暴力¹¹を伴う ICC ローマ規程上の犯罪」¹²。

なお、ICC 検察局の考える、ジェンダーに基づく暴力、性犯罪及び生殖に関わる暴力の関係性は下図のとおり。



【図1：ジェンダーに基づく暴力、性暴力及び生殖に関わる暴力の関係】

Policy 2023, p. 17 の図に基づき筆者作成。

ウ ジェンダー犯罪の定義における変換事項

- (ア) ジェンダー犯罪の射程が不明確であったが、ICC の対象犯罪であることが明確にされた。
- (イ) 性暴力、生殖に関わる暴力、又はその他の形態のジェンダーに基づく暴力を伴うというジェンダー犯罪の要件が明確にされた。

エ ICC ローマ規程上の犯罪との関係

ICC 検察局の理解では、強姦（第7条第1項(g)、第8条第2項(xxii)、第8条第2項(e)(vi)）、ジェンダーに基づく迫害（第7条第1項(h)）等のように、ジェンダーに基づく暴力が元々ICC ローマ規程上の犯罪の構成要件となっているもののみならず、同規程上のどの対象犯罪（集団殺害犯罪、人道に対する犯罪、戦争犯罪、及び侵略犯罪）（第6条、第7条、第8条、第8条の2）の犯罪類型についても、性暴力、生殖に関わる暴力又はジェンダーに基づく暴力の構造を潜在的に包含している可能性がある¹³。

と整理した。Prosecutor v. Dominic Ongwen, Trial Judgment, 4 February 2021, ICC-02/04-01/15-1762-Red, pp. 952 and 954, paras. 2717 and 2722.

¹¹ ジェンダーに基づく暴力は、深刻な人権侵害であり、生命を脅かす健康と保護の問題である。ジェンダーに基づく暴力には、公私の、性的危害、身体的危害、精神的危害、又は経済的の危害が含まれ得る。“Gender-based Violence,” UNHCR, <https://www.unhcr.org/what-we-do/protect-human-rights/protection/gender-based-violence>.

¹² ICC ローマ規程の対象犯罪は、集団殺害犯罪（ジェノサイド）（第6条）、人道に対する犯罪（第7条）、戦争犯罪（第8条）及び侵略犯罪（第8条の2）であるが、*Policy 2014* 及び *Policy 2023* は侵略犯罪については取り扱っていない。

¹³ *Policy 2023*, pp. 19-20, and 44, paras. 47-48, and 104. なお、本方針では、集団殺害犯罪、人道に対する犯罪、戦争犯罪については、ジェンダー犯罪という視点で見た場合にどのような危害を引き起こし得るのか例示されているが、侵略犯罪については言及がないため、現時点では、侵略犯罪がどのような形でジェンダーの要素や構造を包含すると ICC 検察局が考えているか明らかではない。Ibid., pp. 20-29.

ICC 検察官は、性的暴力及びジェンダーに基づく暴力を伴う犯罪の捜査及び訴追を確保するために、被害者及び証人の利益及び個人的な事情を尊重するとともに、犯罪の性質を考慮した上で、適切な措置をとるよう ICC ローマ規程上義務付けられている（第 54 条第 1 項(b)）。

(4) ICC 検察局におけるジェンダー犯罪捜査・訴追等の基本原則

- ア 生存者中心アプローチ¹⁴
- イ ト라우マ・インフォームド・アプローチ¹⁵
- ウ ジェンダー視点を含む複合的視点の採用
- エ ジェンダー能力¹⁶の向上
- オ 相当の注意
- カ 誤った通念・ステレオタイプ・誤解に気付き克服すること
- キ 犯罪が生起した状況の適切な理解
- ク 犯罪の特徴の完全かつ正確な理解
- ケ インクルージョンと関係性
- コ 実施・モニタリング・評価

(5) 協議プロセス

今般の改訂作業では、国連機関及び市民社会組織の他、40 か国 128 人の専門家から助言を得て進められた¹⁷。

3 コメント

- (1) 定義上の論点：「性的暴力」とは区別された「生殖に関わる暴力」概念の導入
新しい「ジェンダー犯罪」の定義「性的暴力、生殖に関わる暴力 及び (又は)

¹⁴ 生存者中心アプローチは、生存者の権利及び希望が尊重され、生存者の安全が確保され、生存者が尊厳と尊敬をもって扱われる支援環境を創造するものである。このアプローチは、安全、守秘義務、尊重、無差別の 4 つの指針を基礎としている。Gender-Based Violence Area of Responsibility, *The Inter-Agency Minimum Standards for Gender-based Violence in Emergencies Programming: Monitoring and Evaluation Framework*, 2023, p. 5, https://gbvaor.net/sites/default/files/2023-07/Standards_revised.pdf.

¹⁵ ト라우マ・インフォームド・アプローチは、アメリカ連邦保健省薬物依存精神サービス (Substance Abuse and Mental Health: SAMHA) が提唱する、組織的や地域において効果的な公衆衛生サービスを提供するためのアプローチ。当該アプローチは、何らかの規定の実践や手順というよりも、ケアの枠組みに必須の前提条件とサービスとサポートにおいて依拠すべき主要原則である。その前提条件は、①理解 (realizes)、②認識 (recognizes)、③対応 (responds)、④再トラウマ化の防止 (resist re-traumatization)、の 4 つであり、主要原則は、①安全 (safety)、②信頼性と透明性 (trustworthiness and transparency)、③ピアサポート (peer support)、④協働と相互性 (collaboration and mutuality)、⑤エンパワーメント、意思表明と選択 (empowerment, voice and choice)、⑥文化、歴史、ジェンダーの (cultural, historical, and gender issue)、の 6 つである。SAMHA's Trauma and Justice Strategic Initiative, *SAMHA'S Concept of Trauma and Guidance for a Trauma-Informed Approach*, July 2014, pp. 9-11, <https://store.samha.gov/sites/default/files/sma14-4884.pdf>.

¹⁶ ジェンダー能力とは、自身の職業及び政策分野においてジェンダー視点を認識し、ジェンダー平等というゴールに焦点を合わせる能力のことである。この能力は、ジェンダー主流化を成功させる上で必須の要件であると同時に、その主流化を通じて新たにもたらされる能力でもある。他の能力と同様に、ジェンダー能力は、意図、知識、能力という要素で構成される。Gender Competence, Gender Kompetenz Zentrum, <https://www.genderkompetenz.info/eng/gender-competence-2003-2010/gendercompetence/index.html>.

¹⁷ *Policy 2023.*, pp. 8-9, paras. 9-14; ICC News (5 December 2023).

その他の形態のジェンダーに基づく暴力を伴う ICC ローマ規程上の犯罪は「生殖に関わる暴力」を「性的暴力」から区別している。従来、国際刑事司法においては、生殖に関わる侵害も性的暴力に包含して理解されてきたことから、ICC 検察局のこの定義は、転換点となり得る試みを含んでいるといえる¹⁸。

これは、暴力行為の多様な実態に即してジェンダー犯罪の解像度が上がってきたことによる。例えば、強姦は、相手を妊娠させたり、危害を負わせて不妊や性感染症の感染を引き起こすことにつながり得るため、生殖機能に影響を与える明らかな性的暴力である¹⁹。一方、強制的に経口避妊薬を飲ませたりホルモン注射をするといった行為は生殖機能に影響を与えるが、性的行為はないため性的暴力には当たるとはいえない²⁰。こうした具体的な侵害の形態を、ICC 検察局は、「生殖に関わる自己決定権」(reproductive autonomy) という人権上の概念を鍵として、性的暴力から生殖に関わる暴力を切り分けて整理したのである²¹。この「生殖に関わる自己決定権」という概念自体は、2021 年の ICC の判決で既に言及されていることから²²、ICC 検察局の概念整理は、これを更に発展させたものと見ることができる。現時点では、このように概念整理をする専門家はまだ少数派であるが²³、ICC 検察局の方針を契機として議論が進展する可能性がある²⁴。

(2) ICC と国連の関係

ICC は、国連国際法委員会が草案を起草し²⁵、1998 年 7 月に日本を含む 160 か国が参加してローマで開催された国連外交会議で設立条約が採択されたことによ

¹⁸ Aldo Zammit Borda, “Reproductive Violence in International Criminal Law and the ICC OTP’s Revised Policy on Gender-Based Crimes: An Emerging Concept,” *EJIL Talk!*, December 22, 2023, <https://www.ejiltalk.org/reproductive-violence-in-international-criminal-law-and-the-icc-otps-revised-policy-on-gender-based-crimes-an-emerging-concept/>.

¹⁹ *Policy 2023*, p. 17, para. 43.

²⁰ *Ibid.*, para. 44.

²¹ *Ibid.*, p. 14, paras. 35-36.

²² 2021 年の ICC オングウェン事件第一裁判部判決において、「強いられた妊娠状態の継続」(第 7 条第 1 項(g)、第 8 条第 2 項(e)(vi)) という犯罪が「女性の人格的自律性及び生殖に関わる自己決定権並びに家族に対する権利に根ざしている」と言う形で言及されている。Prosecutor v. Dominic Ongwen, Trial Judgment, 4 February 2021, ICC-02/04-01/15-1762-Red, para. 2717.

²³ Aldo Zammit Borda, *supra* note 18.

²⁴ 例えば、現在、国連総会第 6 委員会では、人道に対する犯罪の防止及び処罰に関する条約案が審議中であるが、生殖に関する自己決定権を明文で条約に挿入し、当該権利を強化すべきとの意見が既に人権団体や専門家から寄せられている。Akila Radhakrishnan, Ashita Alag, Paloma van Groll and Rosemary Grey, “Strengthening Reproductive Autonomy in the Draft Crimes against Humanity Treaty,” *Just Security*, November 22, 2023, <https://www.justsecurity.org/90219/strengthening-reproductive-autonomy-in-the-draft-crimes-against-humanity-treaty/>. この記事が出されたのは ICC 検察局の方針公表される 12 日前であるが、ICC 検察局の方針案の専門家や人権団体への照会は 5 月から 7 月に行われており、最終案の審査承認も 10 月に終了していることから、主要な人権団体や著名な専門家であれば、ICC 検察局の改訂版の方針の内容を知っている可能性が高いものと思料。

²⁵ 国連総会は、1947 年、第 2 次世界大戦の経験を踏まえ、重大な国際犯罪を裁く裁判所を設立するための裁判所規程の草案を作ることを国際法委員会に要請する決議を採択した。しかし、東西冷戦中は、自国民が裁かれる可能性を危惧した各国の間で積極的な動きは見られなかったが、1990 年代になって、旧ユーゴでの戦闘状態が激化し、大量虐殺などが行われた状況を踏まえ、1992 年、国連総会は国際法委員会に対して、改めて優先事項として国際刑事裁判所規程の草案作成に取り組むことを要請した。外務省「ICC (国際刑事裁判所) ~注目されるその役割」『わかる! 国際情勢』Vol. 8、2008 年 9 月 25 日、<https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/pr/wakaru/topics/vol8/>。

って創設された常設の国際刑事裁判機関であるが、国連とは別の独立した機関として存在している²⁶。しかしながら、ICC が重大な人権侵害を裁く国際刑事裁判機関であり、国連が人権擁護を目的とする国際組織であることから、両組織は今でも決して無関係ではない²⁷。

ICC と国連との間には協定があり、それぞれの責任を効果的に果たす一助として、必要に応じて、密接に協力するとともに互いの関心事項について協議することとなっている²⁸。ICC 検察局は、この枠組みを利用し、紛争下の性的暴力担当国連事務総長特別代表事務所、子どもと武力紛争に関する事務総長特別代表事務所、国連女性機関、国連高等人権弁務官事務所と定期的に協議を行っており²⁹、2014 年の『性犯罪及びジェンダー犯罪に関する政策文書』策定と今般の 2023 年の改訂に当たっても国連に意見を求めている³⁰。今般の方針でも、「インクルージョンと関係性」の原則の解説において、国連機関と積極的に関わることを、ICC 検察局の重視事項と位置付けている³¹。

このように ICC と国連との密接な関係に鑑みれば、ジェンダー犯罪に関する ICC 検察局の検討の成果や将来的な ICC 裁判部の判断が、国連平和維持活動における文民保護の考え方にも影響を与える可能性は十分考えられ得る。

(3) 市民社会組織の役割と重要性

1990 年代、ルワンダやユーゴスラヴィアで紛争中に大規模な人権侵害があったことを受けて、国連で常設の国際刑事裁判所の創設に向けた動きが活発化する中、1995 年、25 の市民社会組織が集まって「国際刑事裁判所を求める連合 (Coalition for the International Criminal Court: CICC)」という国際的な人権ネットワークを立ち上げ、創設される国際刑事裁判所が独立・公正なものとなるよう監視及び提言

²⁶ 中内康夫「国際刑事裁判所 (ICC) とは何か～国際刑事裁判所ローマ規程の国会審議に当たって～」『立法と調査』No. 265、2007 年 3 月、23-24 頁、https://www.sangiin.go.jp/Japanese/annai/chousa/rippou_chousa/backnumber/2007pdf/20070302023.pdf。

²⁷ 例えば、1998 年に ICC ローマ規程が採択された後、国連事務局は、ICC の管轄権の対象となる重大犯罪——ジェノサイドと人道に対する罪、戦争犯罪——の責任者を免責する和平案は支持しないとの立場に方針を転換した。その結果、1990 年代以降には、人権侵害を裁く国内裁判、国際裁判が増加している。ただし、その一方で、和平交渉の手段から免責措置を完全に除外することを懸念する安保理は、この方針に反対こそしていないが、明確な支持を表明することは差し控えている。各国も、国連の仲介のない和平交渉の場では、国内秩序の安定を優先させるために刑事責任を不問にしたり恩赦を付与したりし続けている。下谷内奈緒『国際刑事裁判の政治学——平和と正義をめぐるディレンマ』岩波書店、2019 年、9-10 頁。

²⁸ Article 3 (Obligation of cooperation and coordination) of Negotiated Relationship Agreement the International Criminal Court and the United Nations, ICC-ASP/3/Res.1, 4. 10. 2004. なお、ICC 裁判部が適当と考える場合には、国連は法廷助言者 (amicus curiae) として意見を提出してきたが、ICC は国連の貢献を歓迎し好意的な反応を返しているようである。Best Practices Manual for United Nation-International Criminal Court Cooperation Pursuant to The Relationship Agreement between the United Nations and the International Criminal Court, 26 September 2016, pp. 13-14, https://legal.un.org/media/UN-ICC_Cooperation/Best%20Practice%20Guidance%20for%20UN-ICC%20cooperation%20public.docx.pdf。

²⁹ Policy Paper 2014, p. 41, para. 109.

³⁰ Ibid., p. 13; UN Women *supra* note 4, p. 1.

³¹ Policy 2023., p. 37, paras. 88-90.

活動を行った³²。特に、「強姦、性的な奴隷、強制売春、強いられた妊娠状態の継続、強制断種その他あらゆる形態の性的暴力」といった多様な性的暴力が、人道に対する犯罪（第7条第1項(g)）及び戦争犯罪（第8条第2項(b)(xxii)、第8条第2項(e)(vi)）の1つとして規定されたことは、ジェンダー公正（Gender Justice）の実現を目指す女性権利団体等の尽力によるものであると言われている³³。

当初25団体で始まったCICCは、ICCローマ規程が効力発生した2002年には1000団体以上が加盟する大規模ネットワークになり、地域及び国家ごとに形成される連合支部を通して各国家の署名・批准を引き続き促すとともに、ICCローマ規程履行のための国内法整備を促すキャンペーンを行うことで、各国における人権裁判の実施とICCへの協力を現在も推進している³⁴。

ICC検察局は、市民社会組織がジェンダー犯罪の取り組みに関して果たしている役割を極めて重要であると評価しており、2014年の政策文書策定の際、そして2023年の改訂に際しても、意見を求めていることはもちろん³⁵、ジェンダー犯罪の生存者と関わり、その証拠を作成する作業等についても市民社会組織に期待をかけている³⁶。実際、今般の見直しにおいて国連女性機関から提出された助言において、「ジェンダー公正のための女性のイニシアティヴ」（Women’s Initiatives for Gender Justice）や「国際捜査研究所」（Institute for International Criminal Investigations）といった市民社会組織の成果物を参照すべき旨の助言があることに鑑みれば³⁷、人権やジェンダーをめぐる問題について市民社会組織の持つ政策提言能力の高さをうかがい知ることができる。

なお、国連は、市民社会組織を国連システムのパートナーと位置付けており、特に、国連経済社会理事会との協議資格を有する市民社会との間で相互利益的な作業関係を構築している。適格機関は、国連事務局にとっての技術専門家、アドバイザー及びコンサルタントの役割を務めることにより、国連の作業プログラムと目標への貢献を行っている。また、適格機関は、場合によっては、主張擁護団体として、国連が採択した行動計画、プログラムを諮問している国連の政策・プログラム及び宣言を実施し、国連のテーマを推進する役割を果たしている³⁸。

以上の状況に鑑み、人権やジェンダー平等のみならず、国連が取り組んでいる

³² “Our Story,” *Coalition for the International Criminal Court*, <https://www.coalitionfortheicc.org/about/our-story>; 下谷内、前掲書、注27)、142頁。

³³ Valérie V. Suhr, “Feminism and the International Criminal Court—still an issue?,” *Völkerrechtsblog*, 19. April 2017, <https://voelkerrechtsblog.org/feminism-and-the-international-criminal-court-still-still-an-issue/>.

³⁴ なお、2005年には150か国から2000を越える団体が参加する大規模ネットワークになり、2018年には、2500団体を越える規模にまで成長している。CICC, *supra* note 32; 下谷内、前掲書、注27)、142頁。

³⁵ *Policy Paper 2014*, p. 12, para. 13; *Policy 2023*, Preface (Karim A. A. Khan KC, Prosecutor, International Criminal Court).

³⁶ *Policy 2023*, p. 37, para. 90.

³⁷ UN Women *supra* note 4, pp. 2-3.

³⁸ 国連広報センター「国連と市民社会」、https://www.unic.or.jp/activities/un_civilsociety/; 国連広報センター「経済社会理事会とNGO」、https://www.unic.or.jp/activities/un_civilsociety/ngo/ecosoc_ngo/。

問題について、主要国の見解だけでなく、主要な市民社会組織の主張を把握することが国際社会の議論に積極的に参加する上で極めて重要であると考えられる。

(4) 今後の展望

今般の ICC 検察局「ジェンダー犯罪に関する方針」のポイントは、ジェンダー犯罪の概念を明確化することにより、①ICC の全対象犯罪、すなわち集団殺害犯罪、人道に対する犯罪、戦争犯罪、及び侵略犯罪がジェンダーに基づく暴力の構造を潜在的に包含し得るとの考えの下、これらの犯罪の解釈適用にジェンダー視点を取り入れたこと、及び②生存者中心アプローチ、トラウマ・インフォームド・アプローチ等の基本原則を明確化し、これらを ICC 検察局の業務に取り入れたことにある。

①については、ICC 検察局にとって、ICC ローマ規程の解釈適用に関する基準と見ることができるが、これが同検察局を越えて ICC 規程上の一般基準として受け入れられるか否かは現時点では未だ流動的である。これについては、今後の ICC その他の国際刑事法廷及び各国の国内裁判所の判断、さらには国連総会第 6 委員会における人道に対する犯罪の防止及び処罰に関する条約案の議論を注視していく必要があるだろう。

②の成果は、ICC ローマ規程第 54 条第 1 項(b)が要求してきた性犯罪等の被害者に対する考慮を結晶化したものといえる。各国の国内犯罪としての性犯罪についても被害者の供述の負担軽減や二次被害を避けるための対策が進められていることから³⁹、生存者中心アプローチやトラウマ・インフォームド・アプローチ等の採用といった大きな流れは国際基準に沿ったものといえる。とはいえ、これら新しいアプローチと、ICC ローマ規程、ICC の手続及び証拠に関する規則といった既存のルールがどこまで調和するかということは明らかでない⁴⁰。今後の ICC 各裁判部の判断が注目される。

本稿で示された見解は統合幕僚学校国際平和協力センターにおける研究の一環として発表する執筆者個人のものであり、防衛省又は統合幕僚学校の見解を表すものではありません

³⁹ 国際人権 NGO ヒューマンライツ・ナウ『性犯罪に関する各国法制度調査報告書』2018 年 10 月；「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」（令和 2 年 6 月 11 日 性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議）；「被害者の心情に配慮した性犯罪捜査の徹底について」（警視庁捜査一第 51 号、丁刑企発第 38 号 令和 3 年 5 月 21 日）「性犯罪・性暴力対策の更なる強化のための方針」（令和 5 年 3 月 30 日 性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議）。

⁴⁰ 例えば、証人尋問で証人が明確に供述できるように支援するための事前面談——いわゆる「証人テスト」（Witness Preparation）——を検察側が実施することについて、ICC 検察局は前向きであるが、証人テストの実施可否を判断する ICC 裁判部は、状況に応じて判断するとしている（これまで、ICC 裁判部は、Ntaganda 事件では、検察局による証人テストを認めたが、Gbagbo 及び Blé-Goudé 事件、Ongwen 事件では、検察局による証人テストを認めなかった。）。Policy 2023, p. 53, para. 132 and note 166.